

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成22年
4月16日
(金曜日)

目次

告示	一
地方税の収納の事務の委託(税務課)	一
保安林の指定(森林整備課)	二
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普 通損害保険に付すべき義務の消滅(水産振興課)	三
公告	三
契約の締結(管財課)	三
土地改良区役員の届出(農村整備課)	三
県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧 (農村整備課)	四
基本測量の実施の終了(監理課)	四
公共測量の実施の終了(監理課)	五
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	五
選管告示	五
政治団体の名称等	五
政治団体の異動事項	五
解散等に係る政治団体の名称等	七
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等	七
資金管理団体の名称等	八
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称 等	八
公安委告示	八
警備員等の検定の実施	八
技能検定員審査の実施	九
教習指導員審査の実施	二

労委公告

山口県労働委員会のあつせん員候補者
雑報

県報の正誤(平成二十二年三月二十三日山口県条例第十四号ほか二件)



山口県告示第百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条の二第一項の規定によ
り、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関成

一 委託に係る地方税の種類

自動車税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)

二 委託を受けた者の名称及び所在地

株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目二番三六号

地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号

国分グローサリースチエン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目一番一号

株式会社ココストア 名古屋市中区栄一丁目七番三四号

株式会社コスストア アイースト 茨城県土浦市小松二丁目一三番一号

株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一

株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号

株式会社スリーエフ 横浜市中区日本大通一七

株式会社セイコーマート 札幌市中央区南九条西五丁目四二一

株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町九〇〇

株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八

株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区若本町三丁目一〇番一号

株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号

株式会社ポブラ 広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一

ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一

株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番二号

三 委託の期間

平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間

山口県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字一ノ俣字森木三五六の二、字殿居越三八〇、字くさり畑三八六の

一、豊田町大字柵路字字森の上六五二、字真名の上六五八、一七〇八

長門市日置中字大取一六八の一、字二ノ足河内一八九九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

山口市阿東蔵目喜字大谷浴一〇三九の一、字平イ台一九九二の一、阿東生雲中字開

作西ヶ輪一七三九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

下関市豊浦町大字川棚字台九四〇、九四一の一、九四三、九五二の一（次の図に示す部分に限る。）、字成畑二四六九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産部森林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字吉部下字池の奥四六、一六五四、字長尾山六九、字平床七二、一八七の

一、一八八、字池の峠二〇一、二〇三から二〇五まで、字笠松一六五三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百八十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十八年山口県告示第二百十号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十二年四月三日限り消滅した。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関成

下関市西部加入区



(一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部管財課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量
電気 三千三百六十キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十二年三月十九日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

中国電力株式会社 広島市中区小町四番三三号

六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額)

四億二千三百五十五万六千八百八十八円

七 入札公告日

平成二十二年二月五日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の名	住所
周東川越土地改良区	林 久人	岩国市周東町下久原一七三六の五
小野田市高千帆土地改良区	大原 晟甫	山陽小野田市大字西高泊一五四五
山陽町古開作土地改良区	岡本 浩治	大字郡五三二一の八

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の名	住所
小野田市高千帆土地改良区	藤本 知生	山陽小野田市大字西高泊一四八〇

区 山陽町古開作土地改良 ” 藤田 正機 ” 大字郡四七三九

(一一三) 県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る第二換地区の換地計画を定め
たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦
覧に供します。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間 県営伊陸西部地区経営体育成基盤整備事業(第二換地区)換地計画書の写し

平成二十二年四月十九日から同年五月十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一一四) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十一年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十一年五月十一日から平成二十二年三月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十一年五月十五日から平成二十二年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

山口市及び長門市

三 作業の期間

平成二十一年七月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

宇部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、美祢市、周南市及び山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十一年八月一日から平成二十二年三月三十一日まで

一 作業の種類

基本測量(地理識別子整備)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市及び周南市

三 作業の期間
平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

平成二十一年十月二日から平成二十二年三月二十六日まで

一 作業の種類

基本測量(基盤地図情報整備)

二 作業の地域

防府市

三 作業の期間

平成二十一年十月二十六日から平成二十二年三月二十六日まで

(一一五) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、柳井市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

柳井市

三 作業の期間

平成二十二年一月十五日から同年三月十九日まで

(一一六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十二年四月十六日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字熊王

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施三八三番地の一

株式会社田布施高山石油



山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符 正顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	仕たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
河村誠一後援会	河村 誠一	田村 節男	岩国市錦町広瀬694の3		平成22、3、2
木村博通後援会	酒井 均	木村 井三	熊毛郡田布施町大字麻郷奥829		" " 5
中村ひろひこ山口後援会	麻生 孝行	川本 肇	宇部市大字西岐波4428の1		" " 12

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙権者名簿抽出票

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
		新	旧	
自由民主党阿武支部	代表者	末若 憲二	河野 幸彦	平成22、 3、8
	会計責任者	小田 達雄	木村 誠	
自由民主党山口県司法書士支部	事務所	阿武郡阿武町大字奈古2318の6	阿武郡阿武町大字奈古2715	"
	会計責任者	福田 裕之	吉田 和彦	
自由民主党山口県土地改良支部	事務所	山口市阿東生雲中177の1	山口市駒通152丁目9番15号	"
	会計責任者	大田 正登	惠本 幸忠	
自由民主党和木支部	代表者	中村美智子	杉本 孝夫	" 19
有田あつし後援会	代表者	原田 義勝	中野 睦良	"
	事務所	山口市阿東生雲中729	阿武郡阿東町大字生雲中729	
あんの雅己後援会	代表者	石川 宣信	石川 幹雄	"
	事務所	石川 美子	"	
石川宣信後援会	代表者	石川 美子	"	"
	事務所	石川 美子	"	
維新政党・新風山口県本部	代表者	美祢市美東町真名772の7	美祢郡美東町大字真名772の7	"
	事務所	美祢市美東町真名772の7	美祢郡美東町大字真名772の7	
伊藤みのるサポーターズクラブ	代表者	伊藤 博子	庄司 博子	"
	事務所	伊藤 博子	庄司 博子	
浦部ひろこ後援会	代表者	山中都志枝	福田セツ子	"
	事務所	山口市阿東地福上1145の7	阿武郡阿東町大字地福上1145の7	
えとう弘光後援会	代表者	名原 充子	西原千鶴子	"
	事務所	名原 充子	西原千鶴子	
小野泰後援会	代表者	河原 克彦	平野 裕伸	"
	事務所	河原 克彦	平野 裕伸	

木下俊夫後援会	代表者	木下 俊夫	徳原 正人	" 26
佐々木隆義後援会	事務所	美祢市秋芳町岩永下郷2269	美祢郡秋芳町大字岩永下郷2269	" 16
重廣正美後援会	会計責任者	重廣 明美	重廣 康子	" 23
神岡労組長府支部政治活動委員会	代表者	西村 徳浩	吉田 和久	" 26
菅原あきら後援会	代表者	中野 雅治	後藤 彰	" "
中国電力労働組合政治連盟山口統括本部	代表者	中野 雅治	後藤 彰	"
	会計責任者	田村 慶一	中元 直樹	
寺本たかひろ後援会	事務所	岩国市錦町広瀬6565	玖珂郡錦町大字広瀬6565	" 25
なかの明彦後援会	代表者	長門市三隅下2729	長門市仙崎201の1	" 31
萩・長門民社協会	会計責任者	内山 聡	祝出 政則	" 15
林よしまさ宇部後援会	代表者	宗内 貴浩	藤野 智	" 31
藤沢こうじを支援する会	代表者	尾原 健志	竹本 敏樹	" 17
防府を愛し、防府を発展させる会	代表者	中司 達美	久保 浩通	"
	会計責任者	原田 秀幸	中司 達美	
まきもと利光後援会	代表者	横本みよ子	横本 博至	" 26
柳井民社協会	代表者	尾原 健志	紺屋 勇荘	" 17
矢野まさあき後援会	代表者	矢野 響子	矢野 幸子	" 31
山口県社会福祉政治連盟	代表者	原 昌克	松尾 英治	" 26
山口県柔道整復師連盟	会計責任者	山下 泉	松本 守一	" 31
山口県精神科病院政治連盟	代表者	水木 泰	吉田 延	" 8

事務所	下関市高任町 6丁目18番18号	代表者	清弘 和毅	藤井 寛	光市島田5丁 目3番2号	"	"	31
山口県中小企業政治連盟		代表者	岩国市周東町 下久原2393の 15	玖珂郡周東町 大字下久原 2393の15		"	"	8
山手卓男後援会		事務所	美祢市美東町 大田4958	美祢郡美東町 大字大田4958		"	"	23
山本昌二後援会		"	"	"		"	"	23
行重延昭後援会		代表者	山野 清二	新山 良文		"	"	10

山口県選挙権者調査報告書(告示)第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙権者調査課 選挙課長 山本 昌二

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
内山洋一後援会	水津 栄一	磯部 一義	萩市大字須佐4837	平成21、 12、31
おかの正基後援会	岡野 正基	岡野 倫子	長門市油谷新別名1009の1	" " "
河野博行の会	河野 博行	岩本 賢三	光市島田2丁目23番10号	平成22、 3、24
さいき勝治後援会	山本 善一	佐井木隆義	山陽小野田市大字山野井1031の2	" " 1
嶋村不二男後援会	山根 満明	石橋 暢夫	萩市大字椿東289の12	平成21、 12、"
杉山こうじ後援会	杉山 浩司	松村 秀之	" 三見817	" " 31
草莽塾	青木 明夫	福田 清実	防府市三田尻本町7番1号	" " 30
田中良後援会	金谷 梁作	斉藤 幸男	萩市大字川島109	" " 1
徳倉照夫後援会	徳倉 照夫	徳倉 照代	" 大字高佐上1953の1	" " 31

深井一満後援会	本間 敬治	真鍋 一雄	宇部市大字西万倉1568の1	"	"	1
松本哲男後援会	松本 哲男	松本寿美代	柳井市大量1182の3	"	"	31
宮野修治後援会	竹谷駿太郎	松永聖志郎	長門市徳山5207	"	"	6、1
安永巧後援会	吉永 典義	熊本 陽	山陽小野田市大字植生757	"	"	12、31
山田好男後援会	古浜 寛	中禮 三郎	山口市阿知須3859	"	"	25
山本昌二後援会	山崎 源	山本 昌二	美祢市美東町大田4958	"	"	12

山口県選挙権者調査報告書(告示)第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙権者調査課 選挙課長 山本 昌二

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
井関総後援会	長田 好夫	森田 哲弘	萩市大字江崎1023
一倉元信後援会	山縣 勉	原 孝造	山陽小野田市厚狭1丁目1番3号
克友会	古谷 克己	田村大治郎	長門市油谷向津具3279の4
川越正信後援会	川越 正信	深川 伸次	美祢市大嶺町奥分2058の1
佐村征三郎後援会	佐村征三郎	佐村征三郎	山陽小野田市石井手1丁目15番3号
周防塾	森重 浩美	森重 義道	周南市夢ヶ丘1006の90
すやま具史後援会	陶山 具史	陶山悠紀美	防府市大字高井1042の1

田中一晃後援会	上田 澄人	田中千恵子	岩国市周東町用田522の2
富田正朗後援会	富田 正朗	富田知栄子	山口市秋穂西3375の1
中村実文後援会	林 正則	中村 暉子	美祿市秋芳町鷹方44730の2
三村建治後援会	永松 泰	内田 直史	鹿門市油谷後畑66
渡辺博後援会	永永 忠治	谷田 美保	美祿市秋芳町秋吉5336の1

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (指定年月日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
松野 利夫	山口県議会議員	松野利夫後援会	柳井市河月1135	松野 利夫	平成22、3、9

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顯

資金管理団体の異動の届出した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備考 (届出年月日)
				新	旧	
山手 卓男	山口県議会議員	山手卓男後援会	事務所	岩国市周東町下久原2393の15	玖珂郡周東町大字下久原2393の15	平成22、3、8

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十二年四月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顯

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなくならなかつた旨の届出)
		名 称	主たる事務所の所在地		
河野 博行	山口県議会議員	河野博行の会	光市島田2丁目23番10号	河野 博行	平成22、3、30
杉山 浩司	救市議会議員	杉山こうじ後援会	救市三見817	杉山 浩司	" " 26



山口県公安委員会告示第十八号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十六日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種 別 級 受検定員
交通誘導警備業務 一級 三十名
- 二 検定の日時及び場所
日 時 場 所
平成二二、七、一七 午前九時から午後五時 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校
- 三 受検資格
山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十二年五月十七日(月曜日)から同月二十一日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書
(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)(二枚)

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受験票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八)にすること。

山口県公安委員会告示第十九号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十六日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年五月十七日(月曜日)及び同月十八日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)(二枚)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年五月十八日(火曜日)及び同月十九日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)

七 審査手数料

一万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となっている事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年五月二十日（木曜日）及び同月二十一日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示する。

七 審査手数料

一万四千百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型三種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年五月二十一日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日（月曜日）から同月三十日（金曜日）まで（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

五 提出書類
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三十一百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

- 備考
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第二十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十二年四月十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
(一) 日時 平成二十二年五月二十四日(月曜日)及び同月二十五日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十二年四月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
(一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十二年五月二十五日(火曜日)及び同月二十六日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目に

ついでに審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自一)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年五月二十七日(木曜日)及び同月二十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を

しないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考

特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通一種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年五月二十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十二年四月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三二九〇〇)にすること。



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十二年四月八日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十二年四月十六日

山口県労働委員会会長 瀧井 勇

氏 名	略 歴
瀧井 勇	山口県労働委員会公益委員 山口県労働協会理事長
中坪 清	山口県労働委員会公益委員 弁護士
有田 謙司	山口県労働委員会公益委員 専修大学法学部教授
大田 明登	山口県労働委員会公益委員 弁護士
北本 時枝	山口県労働委員会公益委員 税理士
大塚 健二	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長
杉本 郁夫	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
鈴木 博文	山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
中野 威	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
宮本千代子	山口県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟丸久労働組合専従書記
坂田 守	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産海運株式会社相談役
正木 宏明	山口県労働委員会使用者委員 株式会社トクヤマ顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長

山中 直之 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事
柳澤 旭 前山口県労働委員会公益委員
長嶺 平治 前山口県労働委員会労働者委員
大谷 憲史 前山口県労働委員会使用者委員
坂田 哲郎 山口県労働委員会事務局長
藤林 昭久 山口県労働委員会事務局次長



正 誤

平成二十二年三月二十三日山口県条例第十四号(山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例)

ページ	行	誤	正
二四	七～八	平成二十二年法律第...号	平成二十二年法律第十八号

平成二十二年三月三十一日山口県条例第十九号(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

ページ	行	誤	正
六	八	平成二十二年法律第...号	平成二十二年法律第六号
〃	左から九	平成二十二年法律第...号	平成二十二年法律第六号

平成二十二年三月三十一日山口県規則第十六号(山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則)

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十二年四月十六日印刷
平成二十二年四月十六日発行

発行人所

山口県庁
山口県知事

五

上

左から二

平成二十二年法律第...号

平成二十二年法律第十八号